平成２２年（フ）第１９２０３号
東京都足立区西新井５丁目16―６
債務者　佐々木リカ
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９２０６号
千葉県市川市欠真間１丁目11―７―204
債務者　濱田　　貢
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９２１５号
神奈川県小田原市中里360―９
債務者　吉田　　翼
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６０号
埼玉県富士見市渡戸３丁目14―16　井上ハイツ101号室、住民票上の住所青森県北津軽郡鶴田町大字横萢字矢留崎61番地
債務者　長内　錦一
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月10日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１６１号
青森県北津軽郡鶴田町大字横萢字矢留崎61番地
債務者　長内　松枝
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月10日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１６５号
青森県五所川原市みどり町２丁目36番地　市営住宅29―２
債務者　進藤　由美
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月10日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１６９号
青森県五所川原市字蓮沼14番地　市営住宅４―２
債務者　神保亜紀子
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月10日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第７６６号
愛知県豊田市栄町６丁目５番地８　ル・グラン栄102号、旧住所愛知県豊田市御船町井料37番地73
債務者　諸石　精一
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月17日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１９１０２号
東京都大田区蒲田本町１丁目１―３―508
債務者　中馬みどり
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１４０号
千葉県市川市福栄２丁目９―15
債務者　田久保継一
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１７８号
千葉県船橋市西船５丁目13―３―203
債務者　早河千嘉子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６５８号
静岡県浜松市中区上島５丁目16番50号　セジュール上島101号、前住所静岡県浜松市中区高丘東２丁目１番28―203号　スカイパレス高丘
債務者　嶋田　邦広
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月４日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６６３号
静岡県浜松市天竜区緑恵台556番地の22
債務者　眞田　英彦
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月４日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３１０号
北海道帯広市西６条南14丁目20番地　レオパレスＳＡＫＵＲＡ210号室
債務者　五十嵐満利子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第６０７号
静岡県浜松市西区舞阪町弁天島3896番地の１サンライズＡＯＩ―205号室、前住所静岡県浜名郡新居町新居200番地の５
債務者　森口　清美（旧姓飯田）
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係